## 第22期 第33回 筑前海区漁業調整委員会議事概要

- **1. 日 時** 令和6年7月16日(火)13:48~14:25
- 2.場 所 福岡県庁 漁業調整委員会室(福岡市博多区東公園7番7号) 福岡市漁業協同組合唐泊支所(福岡市西区大字宮浦273-12) 糸島漁業協同組合福吉支所(糸島市二丈福井5490-13)
- 3. 出席者

筑前海区漁業調整委員会 委員 10名

## 4. 臨席者

 福岡県農林水産部水産局漁業管理課
 3名

 "水産振興課
 2名

 筑前海区漁業調整委員会事務局
 2名

 福岡県漁業協同組合連合会
 1名

- 5. 議題及び議決内容
- (1) 小型いかつり漁業許可方針の一部改正について(協議)

(説明)

漁業管理課から資料1に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

原案のとおり許可方針の改正を承認することを決定した。

(2) 筑前海区における新規の許可に係る制限措置等について (諮問)

(説明)

漁業管理課から資料2に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

原案のとおり定めることが適当であると答申することを決定した。

(3) その他

特になし。

- 6. 追加議題及び議決内容
- (1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更等について (諮問)

(説明)

水産振興課から追加資料1に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員: くろまぐろ(大型魚)の福岡県知事管理漁獲可能量の変更されれば、漁業者は操業を開始できるか。

水産振興課:採捕停止命令が解除されるまでは操業を開始することはできない。 筑前海

釣漁業協議会と協議の上、採捕停止命令を解除するかを判断することとなるが、変更後も残りの枠が2トンしかないため、しばらく採捕停止命令は継続する方向で考えている。

委員:ある期間の漁獲量を基準に漁獲枠を決めると、漁場環境が変わって今まであまり 獲れなかった魚種が多く獲れるようになっても、採捕停止命令により漁獲実績 自体が伸びないため、基準となる期間を更新しても実態と乖離していくことが 懸念される。福岡県単独で解決できる問題ではないので、国に対しても中長期的 に配分調整の方法、ルール作り等について積極的に働きかけを行っていただき たい。

## (審議結果)

原案のとおり変更等をすることが適当であると答申することを決定した。